

○内閣官房の保有する行政文書の開示
に係る権限又は事務の一部について
委任をした件

(平成十三年三月二十二日)

改正 平成二六年 一月 六日

同 二六年 五月三〇日

同 二七年 一月 八日

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「法」という。）第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項の規定に基づき、内閣官房の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任を行うこととしたので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり定める。

平成十三年三月二十三日

内閣総理大臣 森 喜朗

一 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職

内閣総理大臣の所掌に係る法第二章に定める権限又は事務のうち別表上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、開示請求の受付、開示請求書の記載の補正の要求及び開示請求に係る手数料の徴収に係るものを除き、同表下欄に掲げる職員に委任すること。

内閣総理大臣の所掌に係る法第二章に定める権限又は事務のうち開示請求の受付、開示請求書の記載の補正の要求及び開示請求に係る手数料の徴収に係るものについては、内閣官房内閣総務官室において処理する。

二 委任の効力の発生する日

平成十三年四月一日

別表

上欄	下欄
内閣総務官室	内閣総務官
国家安全保障局	国家安全保障局長
内閣官房副長官補	内閣官房副長官補
内閣広報室	内閣広報官
内閣情報調査室	内閣情報官
内閣サイバーセキュリティセン ター	内閣サイバーセキュリティセン ター長
内閣人事局	内閣人事局長の指名する人事政 策統括官